

地方独立行政法人北海道立総合研究機構性能評価業務規程

平成22年4月1日規則第64号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この性能評価業務規程（以下「規程」という。）は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構建築研究本部（以下「研究本部」という。）が、建築基準法（昭和25年法律第201号）（以下「法」という。）第77条の56の規定に定める指定性能評価機関として行う法第68条の25第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の評価業務（以下「性能評価業務」という。）の実施について、法第77条の56第2項において準用する法第77条の45第1項の規定に基づき必要な事項を定める。

(性能評価業務実施の基本方針)

第2条 性能評価業務は、法及びこれに基づく命令並びにこれらに係わる通達によるほかこの規程により、公正かつ適確に実施するものとする。

(性能評価業務を行う時間及び休日)

第3条 性能評価業務を行う時間は、休日を除き、午前8時45分から17時15分までとする。

2 第1項の休日は、次のとおりとする。

(1)日曜日並びに土曜日

(2)国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3)12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(4)前各号に定めるもののほか、地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が指定した日

3 第1項の性能評価業務を行う時間及び第2項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前に研究本部と申請者との間において性能評価業務を行うための日時の調整が図られている場合は、これらの規定によらないことができる。

(事務所の所在地及びその業務区域)

第4条 性能評価業務及び性能評価に必要な試験を行う研究本部の所在地は、北海道旭川市緑が丘東1条3丁目1番20号とする。

2 業務区域は日本全域とする。

(業務の範囲)

第5条 性能評価の業務を行う区分は、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）（以下「指定機関等に関する省令」という。）第59条各号に定める区分のうち次に掲げるものとする。

(1) 第1号に掲げるものの一部

- ①法第2条第7号（壁）
- ②法第2条第7号の2（壁、軒裏）
- ③法第2条第8号
- ④法第2条第9号の2口
- ⑤法第21条第1項
- ⑥法第23条
- ⑦法第27条第1項
- ⑧法第61条
- ⑨令第112条第1項
- ⑩令第112条第2項
- ⑪令第112条第12項
- ⑫令第114条第5項
- ⑬令第137条の10第1号口（4）

(2) 第2号に掲げるもののうち、模型箱試験を要しないもの

2 次に掲げる案件にあっては、業務の範囲から除くものとする。

建築基準法施行規則の一部を改正する省令（平成12年建設省令第26号）附則第2条の規定により構造方法等の認定（建築基準法第68条の25第1項に規定する構造方法等の認定をいう。）を受ける建築材料又は構造方法のうち国土交通大臣が建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）（以下「施行規則」という。）第11条の2の3の規定を適用しないことを認めたものに係る性能評価

第2章 性能評価業務の実施方法

第1節 申請手続き

(性能評価の申請)

第6条 申請者は、性能評価の申請に際し、性能評価申請書（別記第1号様式）及びその添付図書（以下「性能評価用提出図書」という。）を研究本部に提出するものとする。

(性能評価の引受け)

第7条 研究本部は、前条の性能評価の申請があったときは、次の事項について確認してこれを引受ける。

- (1) 申請のあった性能評価対象案件が第5条に定める性能評価の業務を行う範囲に該当するものであること。
 - (2) 性能評価用提出図書に不備がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
 - (3) 申請内容に明らかな瑕疵がないこと。
- 2 前項の規定において、性能評価用提出図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引受けできない理由を説明し、性能評価用提出図書を申請者に返還する。
 - 3 第1項により申請を引受けた場合には、研究本部は、申請者に性能評価引受承諾書（別記第2号様式）を交付する。
 - 4 申請者が、正当な理由なく、性能評価に係る手数料を指定の期日までに支払わない場合には、研究本部は第1項の引受けを取り消すことができる。

（性能評価の事務処理）

第8条 申請者及び研究本部は、法及びこれに基づく命令を遵守し、次の事項を処理する。

- 2 研究本部は、善良な管理者の注意をもって、承諾書に定められた業務（以下「業務」という。）を行い、申請者に対し、性能評価書又は性能評価判定基準に適合しない旨の通知書をもって、次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに通知する。
- 3 研究本部は、申請者から研究本部の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じる。
- 4 申請者は、研究本部から提出図書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 5 研究本部が提出された書類のみでは業務を行うことが困難であると認め、当該業務を行うために必要な追加書類又は当該業務の対象の実物その他これに類するものの提出を請求した場合、申請者は申請者と研究本部が合意のうえ定めた期日までに研究本部に提出しなければならない。
- 6 研究本部が審査中に規程に基づく別表第1（ろ）項に掲げる業務方法書に示された基準に照らして提出図書に関する是正事項を指摘した場合、申請者は申請者と研究本部が合意のうえ定めた期日までに当該部分の修正その他必要な措置をとらなければならない。

（業務期日）

第8条の2 研究本部の業務期日は、研究本部が申請者に承諾書を発した日から6ヶ月を経過する日とする。

- 2 研究本部が不可抗力によって、第1項に定める業務期日までに第8条第2項の通知を発することができない場合は、申請者に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる業務期日の延期を請求することができる。
- 3 前項に規定する場合のほか、申請者が、その理由を明示のうえ、研究本部に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合で、当該理由が正当であると研究本部が認めるときにあっては、研究本部は業務期日を延期することができる。

(支払期日)

第8条の3 申請者の支払期日は、道総研が発行する振込依頼書で指定する日とする。

(審査中の申請内容の変更)

第8条の4 申請者は、研究本部が第8条第2項の通知を発するまでに申請者の都合により申請内容を変更する場合は、その旨を直ちに研究本部に通知し、申請者と研究本部が合意のうえ定めた期日までに研究本部に変更部分の提出函書を提出しなければならない。

第2節 性能評価の実施方法

(審査の実施方法)

第9条 研究本部は、性能評価の申請を引受けた後速やかに、第15条に定める評価員2名以上に審査を実施させる。

2 評価員は、指定機関等に関する省令第63条の規定並びに別表第1(い)項に掲げる性能評価の区分に応じてそれぞれ同表(ろ)項に掲げる業務方法書に基づき、性能評価用提出函書及び第10条に定めるところにより実施した試験報告書(試験を実施する必要があるときに限る。)をもって審査を行う。

3 評価員は、審査上必要あるときは、性能評価用提出函書に関し申請者に説明を求めるものとする。

(試験の実施方法)

第10条 研究本部は、別表第1(ろ)項に掲げる業務方法書に従って試験を実施する。

2 研究本部は、前項の試験を実施するにあたり試験施設及び試験機器を適切に管理する。

3 試験は、評価員の責任において実施する。

(性能評価書の交付等)

第11条 研究本部は、評価員の審査の結果、申請に係る構造方法等が別表第1(ろ)項に掲げる業務方法書に示す基準に適合していると認めたときは、別記第3号様式に定める性能評価書を申請者に交付するものとする。

2 研究本部は、前項の性能評価書の作成に当たっては、図面の不整合・記載内容の不足等の不備がないようにするものとする。

3 研究本部は、評価員の審査の結果、申請に係る構造方法等が前項の判定基準に適合せず、かつ当該不適合事項が是正される見込みがないと認めたときは、その理由を付した通知書(別記第4号様式)をもって申請者に通知するものとする。

(性能評価の申請の取り下げ)

第12条 申請者は、申請者の都合により性能評価書の交付前に性能評価の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した取り下げ届(別記第5号様式)を研究本部に提出する。

第3章 性能評価に係る手数料

(性能評価手数料の収納)

第13条 申請者は、施行規則第11条の2の3第3項第4号及び第5項各号に基づき、地方独立行政法人北海道立総合研究機構諸料金規程に定められた性能評価に係る手数料を指定期日までに道総研が発行する振込依頼書で道総研に納入するものとする。

(性能評価手数料の返還)

第14条 収納した性能評価に係る手数料は返還しない。

第4章 評価員

(評価員の選任)

第15条 研究本部の長(以下「研究本部長」という。)は、性能評価業務を実施させるため、指定機関等に関する省令第64条に定められた要件に該当し、かつ次に掲げる業種(以下「制限業種」という。)を兼業(制限業種を営み、又は制限業種を営む法人に役職員として所属することをいう。以下同じ)しない者であって業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないもののうちから評価員を選任する。

(1)設計・工事監理業(工事請負契約業務、工事の指導監督、手続きの代理等の兼務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。)

(2)建設業(しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く)

(3)不動産業(土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産監理業を含む)

(4)建築材料・設備の製造、供給及び流通業

2 前項の評価員は、研究本部職員若しくは研究本部職員以外の者を委嘱して選任するものとする。

3 評価員の選任は、当該評価員が審査を行う性能評価の対象範囲を、別表第1(は)項の性能分野の区分により明示して行うものとする。

(評価員の解任)

第16条 研究本部長は、評価員が次のいずれかに該当する場合は、その評価員を解任する。

(1)秘密保持義務違反等の職務上の業務違反その他評価員としてふさわしくない行為があったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(3)評価員が、制限業種を兼業するに至ったとき。

(4)その他、法第77条の56第2項において準用する法第77条の42第4項の規定による国土交通大臣の解任命令があったとき。

第5章 雑則

(秘密保持義務)

第 17 条 研究本部職員並びにこれらの者であった者（委嘱に基づく評価員を含む。）は性能評価業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(業務の実施体制)

第 18 条 性能評価業務を実施するために選任する評価員の数は、2以上とする。

2 性能評価業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし不正の行為のないようにしなければならない。

3 評価員及び性能評価業務に従事する職員は、自己が関係する個人、企業、団体等が申込む構造方法等に係る性能評価業務を行わないものとする。

(帳簿及び図書の保存期間)

第 19 条 保存期間は次のとおりとする。

| 文書区分 | 保存期間 |
|--|--------------------|
| (1)法第 77 条の 56 第 2 項において準用する法第 77 条の 47 第 1 項に規定する帳簿（別記第 6 号様） | 研究本部が性能評価業務を廃止するまで |
| (2)性能評価用提出図書 | 研究本部が性能評価業務を廃止するまで |
| (3)性能評価書の写し | 研究本部が性能評価業務を廃止するまで |

(書類の管理並びに帳簿及び図書の保存方法)

第 20 条 審査中の性能評価用提出図書は、審査のため特に必要ある場合を除き研究本部内の施錠できる室又はロッカー等に保管することとする。

2 前条に掲げる帳簿、図書等は、研究本部内の施錠できる室又はロッカー等に保存する等、確実、かつ秘密の漏れることのない方法で保存する。

(事前相談)

第 21 条 研究本部に性能評価を申請しようとする者は、申請に先立ち、研究本部に事前に相談をすることができる。

附 則

この規程は、平成 22 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月26日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(別表第1)

| 区分 | (い) | (ろ) | (は) |
|----|---|-----------------|---------|
| 1 | 法第2条第7号 (壁) 法第2条第7号の2 (壁、軒裏) 法第2条第8号 法第2条第9号の2□ 法第21条第1項 法第23条 法第27条第1項 法第61条 令第112条第1項 令第112条第2項 令第112条第12項 令第114条第5項 令第137条の10第1号□(4) | 防耐火性能試験・評価業務方法書 | 防耐火構造性能 |
| 2 | 法第2条第9号 令第1条第5号 令第1条第6号 | 防耐火性能試験・評価業務方法書 | 防火材料性能 |

性能評価申請書

年 月 日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長 様

建築基準法第68条の25第5項の規定による性能評価を申請します。
申請に当り、地方独立行政法人北海道立総合研究機構性能評価業務規程を遵守します。また、この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

*太枠内を記入して下さい

| | | | | | |
|---|---------------|-----------------------------------|---------------------|---------|--|
| 申請者 | 宛名 | ふりがな | | | |
| | | 会社名 | | | |
| | | 責任者名 | 役職名 | 氏名 | |
| | | 所在地 | 〒 | | |
| 連絡担当者 | 所属部署名 | (ふ り が な) 氏名 | | | |
| | 所属先住所 | 〒 | TEL () | FAX () | |
| 性能評価に係る事項 | 性能評価申請内容 | 対象法令 [基準法・施行令]第 条 項 の認定に係る性能評価 | | | |
| | | 評価項目名 | | | |
| | | 製品(又は部材): 一般名称 | | | |
| | | 商品名 | | | |
| 備考 添付図書: <input type="checkbox"/> 申請仕様概要書 <input type="checkbox"/> 構造説明図 <input type="checkbox"/> 施工図 | | | | | |
| 試験に係る事項 | 事前打合せ | 研究本部担当者名 () 打ち合わせ月日 (/) | | | |
| | 試験体 | 種類(数): | 数量: | | |
| | | 寸法及び質量: | 試験体搬入予定日 / | | |
| | 試験項目 試験方法 | 試験項目 | 試験方法(条件等) | | |
| | | | 北海道立総合研究機構 業務方法書による | | |
| 希望日 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | | | |
| その他 | | | | | |
| 備考 | | | | 受付印 | |
| | | | | | |

引 受 承 諾 書

建研本第 年 月 号
日

(申請者)

様

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

理事長

印

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで受理しました性能評価について、下記のとおり引受けることを承諾します。

評価の実施にあたりましては、地方独立行政法人北海道立総合研究機構性能評価業務規程を遵守願います。

記

1. 受付番号

2. 引受けた業務

建築基準法 第〇〇条第〇〇号に定める 〇〇〇〇性能
件数： 〇〇 件

3. 手数料額 〇〇〇〇 円

4. 特記事項

性 能 評 価 書

建研本評価第 年 月 日
号

(申請者)

様

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

理事長

印

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで性能評価の申請を承諾した下記構造方法等は、〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇号により国土交通大臣が認可した地方独立行政法人北海道立総合研究機構 業務方法書のうち建築基準法〇〇に係る基準に適合しているものと評価する。

記

1. 件名
2. 性能評価の対象条文
3. 性能評価の内容
4. 評価員名

性能評価判定基準に適合しない旨の通知

建研本第 年 月 号
年 月 日

(申請者)

様

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

理事長

印

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付けで申請のあった〇〇〇〇の性能評価について審査した結果、下記の理由により性能評価書を交付できませんので、地方独立行政法人北海道立総合研究機構性能評価業務規程第11条第2項の規定に基づき、性能評価判定基準に適合しない旨の通知書を交付します。

記

1. 受付番号
2. 引き受けた業務
3. 判定基準に適合しない理由

取り下げ届け

年 月 日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長 様

申請者 住所
又は代理人 氏名

下記の申請について、都合により申請を取り下げたく届けます。

記

1. 申請書提出年月日 ○○○○年○○月○○日
2. 受付番号
3. 引き受けた業務

性能評価申請書受付台帳

(年度)

| 受付 番号 | 受付 年月日 | 手数料 | 申請を受けた 構造方法等の名称 | 申請者氏名 | 申請者住所 | 性能評価の区分 | 評価員の氏名 | 交付 年月日 | 備考 |
|----------|-----------|-----|--------------------|-------|-------|---------|--------|-----------|----|
| | | | | | | () | | | |
| | | | | | | () | | | |
| | | | | | | () | | | |
| | | | | | | () | | | |
| | | | | | | () | | | |
| | | | | | | () | | | |
| | | | | | | () | | | |
| | | | | | | () | | | |
| | | | | | | () | | | |

* 「性能評価の区分」欄は、指定機関等に関する省令第59条の号番号の数字を（ ）内に記載する。併せて、該当条文と項目を記載する。